

こんな消費者トラブルにご注意ください!

●身に覚えのない架空請求にご用心

突然、ハガキなどで、全く根拠のない料金の未納を通知してくる「架空請求」が後を絶ちません。これらは、何らかの名簿をもとに「確認通知書」「未納料金請求書」等の名称で、同じ内容で不特定多数の人に送り付けているのです。

最近では、公的機関や公益法人等を装い、料金未納で訴訟を起こされているため、至急連絡するよう迫るものが多くみられます。

ハガキに書かれている電話番号に連絡すると、脅迫されたり、個人情報を引き出されたりしますので、決して連絡は取らないでください。

《対処法》

- ①あわてない
- ②連絡しない
- ③支払わない

裁判の通知は、ハガキでは来ません。このようなハガキは「無視する・放っておく」ことが一番の対処法です。

家族間で情報共有して、被害の未然防止に努めてください。

▼実際に郵送された架空請求のハガキ

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)283 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年11月●日

法務省管轄支局 国民訴訟告知管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目●番●号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-6700-0000
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

首長表明

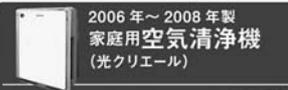
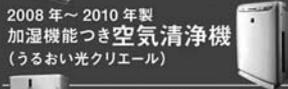
市が設置する消費生活相談窓口では、架空請求詐欺などの悪質商法や、商品の売買契約時に発生したトラブル(消費者トラブル)に関する相談をお受けし、問題解決に向けた支援を行っています。

これからも、地域の身近な相談窓口として相談体制の強化・充実に努めるとともに、市民のみなさんが安心して暮らせる地域社会をめざして、継続的に消費者行政の推進に励んでまいります。

平成30年2月1日

郡上市長 日置 敏明

ダイキン製ルームエアコン・空気清浄機を探しています 発煙・発火のおそれがあります

<p>2006年～2010年製 ルームエアコン</p> 	<p>2006年～2008年製 家庭用空気清浄機 (光クリエール)</p> 
<p>1994年～1996年製 ルームエアコン室外機</p> 	<p>2008年～2010年製 加湿機能つき空気清浄機 (うるおい光クリエール)</p> 
<p>1995年～1998年製 ルームエアコン室外機</p> 	<p>2007年～2011年製 家庭用除加湿清浄機 (クリアフォース)</p> 

お使いの機種名をお確かめの上弊社フリーダイヤルまでご連絡をよろしく申し上げます。
ダイキン工業株式会社 (電話番号をよくお確かめの上、おかけ間違いのないようお願いいたします)
お客様専用窓口 (受付時間24時間365日対応) **0120-330-696**

ダイキン工業からのお知らせ

多重債務無料相談会 ～返しきれない借金でお困りの人へ～

- 日時 … 2月17日(土) 午後1時～午後4時
- 場所 … 県民生活相談センター (岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内)
- 相談対応… 弁護士、司法書士等
- 相談方法… ①面接による相談 (相談時間は1人30分で、前日までに電話予約が必要です)
②電話による相談 (開催日の相談時間内に下記までお電話ください)
- 予約・問い合わせ… 岐阜県県民生活相談センター ☎058-277-1003



◆相談窓口一覧◆ 困ったときは、消費生活相談窓口にご相談ください! ※相談は無料で秘密は固く守られます。

窓 口	電話番号	受 付 日
消費者ホットライン	188	年末年始を除く毎日 ※ガイダンスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります。 平日：午前8時30分～午後5時15分：市役所 土曜日：午前9時～午後5時：県民生活相談センター 日曜・祝日：午前10時～午後4時：国民生活センター
消費者ホットライン 平日バックアップ相談	03 - 3446 - 1623	月～金曜日：午前10時～正午、午後1時～午後4時 ※土日・祝日・年末年始を除く。最寄りの相談窓口につながらない場合に相談を受け付けています。
岐阜県県民生活相談センター	058 - 277 - 1003	月～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時(電話のみ) ※日曜・祝日・年末年始を除く。
岐阜県可茂県事務所振興防災課	0574 - 25 - 3111	月・火・木・金曜日：午前8時30分～午後4時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く。
郡上市役所総務課 (またはお近くの各振興事務所振興課)	67 - 1832	月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く。